

目 次

規 則	ペー ジ
15 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
3 新潟県自治会館附属駐車場使用料徴収業務委託	3
公 告	
新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について	4
新潟県市町村総合事務組合教育委員会教育長の就退任について	5

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二 階 堂 馨

新潟県市町村総合事務組合規則第 15 号

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則（平成 16 年 3 月 1 日規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 4 条関係）		別表（第 4 条関係）	
組合市町村等	非常勤消防団員	組合市町村等	非常勤消防団員
(略)		(略)	
見附市	(略)	見附市	(略)
<u>五泉市</u>	<u>機能別団員</u>		
胎内市	(略)	胎内市	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり業務委託契約に係る指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二 階 堂 馨

- 1 委託名
新潟県自治会館附属駐車場使用料徴収業務委託
- 2 指定公金事務取扱者
(1)名称 株式会社 新潟ビルサービス
(2)所在地 新潟市中央区上大川前通 9 番町 1262 番地 3
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
新潟県自治会館附属駐車場使用料
- 4 指定をした日
令和 7 年 3 月 7 日
- 5 委託をした日
令和 7 年 3 月 7 日
- 6 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任があったので、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二 階 堂 馨

組合議会議員

退 任 渡 邊 隆（上越市議会議長） 令和 7 年 3 月 31 日

新潟県市町村総合事務組合教育委員会教育長の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合教育委員会教育長の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二 階 堂 馨

退 任 渡 邊 茂 夫 令和7年3月31日

就 任 塚 田 賢 令和7年4月1日